○厚生労働省告示第六十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第一項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、次の事業所を廃止する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

令和八年三月四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

登録検査機関の名称	廃止する事業所の名称	廃止する事業所の所在地	廃止の日
一般財団法人日本穀物検定協会	一般財団法人日本穀物検定協会中央研究所	千葉県市川市新井二丁目十七番三号	令和七年九月二十九日
一般財団法人日本穀物検定協会	一般財団法人日本穀物検定協会東京分析センター	東京都江東区塩浜一丁目二番一号	令和七年十月五日
一般財団法人食品環境検査協会	一般財団法人食品環境検査協会横浜事業所	神奈川県横浜市中区北仲通二丁目十五番地	令和七年十二月一日

○厚生労働省告示第六十四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地について次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

令和八年三月四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

1　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の代表者の氏名の変更

登録検査機関の名称	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名	変更の日
一般財団法人食品環境検査協会	**廣**瀬　裕	伊藤　一夫	令和七年六月十九日
公益社団法人日本食品衛生協会	三田　芳裕	鵜飼　良平	令和七年六月二十日
一般社団法人愛知県薬剤師会	川邉　祐子	岩月　進	令和七年六月二十二日

2　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の主たる事務所の所在地の変更

登録検査機関の名称	変更後の事務所の所在地	変更前の事務所の所在地	変更の日
株式会社ＬＳＩメディエンス	東京都板橋区志村三丁目三十番一号	東京都港区芝浦一丁目二番三号	令和七年六月二十三日

○厚生労働省告示第六十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十八条の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、次のとおり製品検査の業務の休止を許可したので、同法第四十五条第四号の規定に基づき公示する。

令和八年三月四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の製品検査の業務の休止

登録検査機関の名称	休止する製品検査の業務	休止の期間
株式会社ＭＩＺＵＫＥＮ	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての理化学的検査	令和七年十月十日から令和八年三月三十一日まで

○農林水産省告示第二百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県廿日市市宮内字入野一〇七〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字入野一〇七〇の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び廿日市市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県伊佐市大口篠原字志木山一八〇〇の二七、一八二四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町大字上小坂字下足倉七六四の一、七六六の一、七六六の二、甲七六七、七六七の二、甲七六八、乙七六八、大字下小坂字反替戸六二〇の一、六二二から六二七まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び下仁田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山形県鶴岡市一霞字宮之前一の二、六の一二、二八六の三、二八九の一、二八九の二、二八九の四、二九〇、二九一の一から二九一の三まで、字松之本九五の二、一〇一の一、一〇一の二、一〇二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）